

障がい児地域交流支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい児地域交流支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、福岡市補助金交付規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、地域及び地域の子どもたちと障がい児との交流を促進するため、地域で独自に工夫して交流のための催しを行う等、障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう地域において自発的に活動を行う団体を支援することを目的として交付するものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助金を交付する対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、地域及び地域の子どもたちと障がい児との交流等の活動を行う地域団体等とする。この場合の地域団体等とは、福岡市内の自治会、町内会、NPO法人、その他の任意団体とする。ただし、「自治協議会共創補助金」の交付対象となる団体を除く。

2 本補助金の補助対象団体は公募により募集する。

3 前2項の補助対象団体は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 本市の市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域及び地域の子どもたちと障がい児との交流に関するものの他、障がい児やその家族のピアサポートに関するもの、災害対策に関するもの、孤立防止の活動に関するもの、社会活動の支援に関するもの及び障がい児等に対するボランティア活動に関するもの等障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう地域において自発的に行われるものであって、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 営利を目的とする事業でないこと。

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業でないこと。

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業でないこと。

(4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金を交付する対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費で別表に定めるものとする。

ただし、補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費については、補助対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助対象団体に交付する補助金の額は、前条に規定する補助対象経費について、次の表に掲げる補助限度額を上限とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。

補助限度額	100,000 円
-------	-----------

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書(規則様式第1号)及び次の各号に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 市税の滞納がないことの証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号の書類は、市税の納税義務者の場合に限る。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、関係書類を審査し、必要に応じて実地調査を行うなど内容について検討を行った上、すみやかに補助の適否を決定し、申請者に事業補助金交付決定通知書(規則様式第2号)により通知するものとする。

(暴力団の排除)

第9条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者(第4項において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(事業内容の変更)

第10条 補助金交付の決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)が、事業内容を変更し、又は事業を中止し、もしくは廃止するときはあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(実績報告)

第 12 条 補助団体は、事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（規則様式第 4 号）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 市長は、前条の規定による事業実績の報告を受けた場合は、規則第 15 条により調査確認し、補助金の額を確定し、補助団体に事業補助金確定通知書（規則様式第 6 号）により通知するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表

補助対象経費

経費区分	内容
報償費	事業実施に係る講師等への謝礼金。団体内部の賃金、イベントでの動員謝礼等は補助対象外とする。
使用料及び賃借料	公共施設の使用料等
印刷消耗品費	事業に用いる、購入単価が1万円未満の物品の購入費用又はチラシの印刷費用等
食糧費（食材費）	事業に用いる場合に限り補助対象とし、会食費、団体内部の茶菓代等は補助対象外とする。
交通費	事業実施に必要な公共交通機関の運賃、タクシー代、ガソリン代等
保険料	事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料
通信費	事業実施に必要な郵便切手代等
その他	市長が、事業実施に特に必要と認めるもの